

平成30年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年3月19日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃
町民課長 斉藤明美 企画課長 遠山一郎
教育次長 市川正彦 建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行
観光商工課長 小平春幸 会計管理者 市川清美
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明
農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和 書記 伊藤百合子

閉会 午後3時25分

(午後1時30分 開議)

議長（西藤 努君） 皆さん、こんにちは。議員、理事者、農業委員長、また関係課長各位には、18日間の長きにわたる本定例会の会期期間中、大変お疲れさまでした。

本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしく願いをいたします。

これから、3月19日、本日の会議を開きます。

報告します。長坂総務課長より、公務のため欠席届が出ており、竹重庶務係長が代理出席します。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラからの取材撮影、信濃毎日新聞社、朝日新聞社に取材を許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第2号～日程第31 同意第1号

議長（西藤 努君） 日程第1 議案第6号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてから、日程第31 議案第37号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてまでの31件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会に付託し、審査されておりますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

森本信明総務経済常任委員長、登壇の上、願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番（森本信明君） 8番、森本です。

それでは、立科町議会総務経済常任委員会審査報告について申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

平成30年3月6日付で付託された標記案件を審査するため、3月12日に本常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第9号 立科町個人情報保護条例の一部改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第11号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について。

認定事業者等の固定資産税の課税標準額及び税額の特例割合の追加による改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第17号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第18号 平成29年度立科町一般会計補正予算(第6号)について歳入全款、歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費(戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費(1項農林業施設災害復旧費)、【12款】予備費。

歳出については、全款を通して、本年度の事業実績及び見込みによる補正と、長野県人事委員会勧告に準ずる人件費の補正が計上されており、【2款】総務費では、一般管理費で、来年度相模原市に職員を派遣することによる手数料、保険料及び使用料の補正、財産管理費の立科町ふるさと基金積立金で、ふるさと寄附金の実績見込みによる補正との説明を受けました。企画費の地域おこし協力隊経費で、協力隊員が採用予定人員に達しなかったことによる減額、ふるさと寄附金事業費で、寄附金申し込みポータルサイトのリニューアルに伴う、管理システムの改修費用の補正、コミュニティー施設管理運営費で、権現の湯の事業実績による工事請負費の減、燃料費及び光熱費の増減の補正であるとの説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、農業振興費で、農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)と機構集積協力金の減額理由の説明を受けました。

【6款】商工費では、実績見込みに伴う補正との説明を受けました。

【8款】消防費では、佐久広域連合負担金の変更による補正が主なものの説明を受けました。

【12款】予備費では、平成29年度の事業実績による余剰財源の補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

議案第25号 平成29年度立科町索道事業特別会計補正予算(第3号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第36号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。

原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本常任委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長(西藤 努君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、榎本真弓社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

立科町議会社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

1、付託案件は、審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

本委員会は、3月6日に付託された標記案件を審査するため、3月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第6号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について。

介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が県から市町村へ権限移譲されるための条例制定であり、町内には1事業所あるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第7号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定について。

立科町の子育て支援の一環として、高等学校等の生徒の就学に要する経費に充てるための支援金を交付し、義務教育よりも就学経費のかかる高校生等を持つ世帯を支援することが条例制定の目的であるとの説明を受けました。

委員からは、交付期間に年齢制限が設けられていることにより、対象から外れてしまう事例が発生するのではないか、所得制限を設けていないため、公平性に欠ける部分があるのではないか、交付された支援金の使途が不明確になってしまうことはないか、支援を必要とする対象者が該当にならなくなってしまうことはないか、等の質問があり、説明を受けましたが、原案を賛成少数で否決しました。

（3）議案第12号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

国民健康保険の被保険者の方で住所地特例の適用を受けている場合、75歳になって後期高齢者医療制度に加入しても、当該住所地特例の適用を引き継げるようにするものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第13号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

立科町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の第6期から第7期への給付費の伸び率、準備基金取り崩しの予定等の説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

議案第14号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について。

指定特定相談支援事業者とは、障害福祉サービス等利用計画を作成する事業者で、

町内に2事業者あるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第15号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第16号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第18号 平成29年度立科町一般会計補正予算(第6号)について。

歳出のうち、【2款】総務費(のうち戸籍住民基本台帳費)、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費。

各款とも本年度の事業実績及び見込みによる補正が主なものであり、【3款】民生費のうち、1項社会福祉費では、臨時給付金等給付事業について、申請方法の確認及び町の実施状況の説明を受け、2項児童福祉費では、保育園臨時職員の減による賃金の減額補正との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、2項道路橋梁費では、1目道路維持費で除融雪対策に係る委託料等の増額補正、5目社会資本整備総合交付金道路整備事業費では、事業確定による工事請負費等の減額補正が主なものとの説明を受けました。

【2款】総務費(のうち戸籍住民基本台帳費)、【4款】衛生費、【9款】教育費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第19号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第20号 平成29年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について。

特別徴収保険料の補正は保険料確定等実績による増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第21号 平成29年度立科町介護保険特別会計補正予算(第2号)について。

【3款】地域支援事業費のうち、1項包括的支援事業・任意事業費では、配食サービスの利用者増による増額補正、生活予防・生活支援サービス事業送迎運転手の臨時職員賃金の減額及び認知症総合事業推進講師等謝金の減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第22号 平成29年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(13) 議案第23号 平成29年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第

2号) について。

原案を全会一致で可決しました。

(14) 議案第24号 平成29年度立科町水道事業会計補正予算(第2号) について。
原案を全会一致で可決しました。

(15) 議案第37号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。
原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本常任委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

議長(西藤 努君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[(なし) の声あり]

なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森本信明予算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番(森本信明君) 8番、森本です。

それでは、私のほうから審査報告をする前に、お手元に配られている報告書の訂正箇所がありますので、訂正をお願いをしたいと思います。裏面のページに「(6) 議案第31号について、原案を賛成多数で可決しました」とありますが、「賛成多数」を「全会一致」に訂正をお願いしたいと思います。

それと(9)の議案第34号についても同じく、「賛成多数」とありますが、「全会一致」の変更をお願いをしたいと思います。

以上、2カ所ですが、よろしいでしょうか。

それでは、立科町議会予算特別委員会審査報告を行います。

1の付託案件は審査経過の中で申し上げたいと思います。

本委員会は、3月6日に付託された標記案件について、3月13日及び3月14日に委員会を開催し、審査を行った結果は次のとおりであります。

(1) 議案第26号 平成30年度立科町一般会計予算について。

新年度予算の振興計画及び総合計画との整合及び重点事業等について詳細な説明を受け原案を一部削除修正し、修正案を賛成多数で可決しました。

修正案について【3款】民生費で、児童福祉費、子育て支援事業経費、高等学校等就学支援金720万円は、ふるさと寄附金を財源としているが、安定財源ではない。また就学支援金は、扶助費計上されているが、所得制限がなくかつ支援額の根拠が曖昧であり削除修正をする。

(2) 議案第27号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第28号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について。
原案を賛成多数で可決しました。

(4) 議案第29号 平成30年度立科町介護保険特別会計予算について。
原案を賛成多数で可決しました。

(5) 議案第30号 平成30年度立科町住宅改修資金特別会計予算について。
原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第31号 平成30年度立科町下水道事業特別会計予算について。
原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第32号 平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について。
原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第33号 平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算について。

原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第34号 平成30年度立科町水道事業会計予算について。
原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第35号 平成30年度立科町索道事業特別会計予算について。
原案を全会一致で可決しました。

2、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果上記のとおり決定したので、会議規則第
77条の規定により報告します。

以上であります。

議長（西藤 努君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。2番、森澤文
王君。登壇の上、発言を許します。

〈2番 森澤 文王君 登壇〉

2番（森澤文王君） 2番、森澤文王。

原案に賛成の立場で、今回特に注目されているところに焦点を合わせて討論をさせ
ていただきます。

議案第7号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定について、議案第26号 平
成30年度立科町一般会計予算について。

今回の争点は、共通して、昨年に削除修正された高校生手当と同様に高校生1人当たり3,000円を交付するというところにかかわるところです。

まず初めに、予算特別委員会の討論でも申し上げたことを再度申し上げます。

私は、およそ3年前の選挙のときに、公約として、子育て支援を打ち出し、お父さん、お母さんが子育てしやすい町づくりをとということもうたい上げ、ご支持をいただいて議席を預らせていただいております。今回の高等学校等就学支援金につきましては、私の選挙公約と相反するところがなく、胸を張って賛成をいたします。

では、予算特別委員会で削除修正を求められた理由から、ふるさと寄附金が財源では不安定であるということが上げられましたが、私は以前の一般質問で申し上げておりますが、現状の財源ではできない事業に寄附金を充当すべきであるということがあり、私の議場での発言と賛成することに矛盾しない事業であります。

また寄附金の安定性と事業ということについてという視点を使いますと、昨年の3月議会において、削除修正された高校生手当の財源は、一般財源でしたので、財源を争点にするのは大きく根拠を示す必要があると思います。例え話にいたしますが現在、蓼科高等学校において、群を抜いて先進的な取り組みであるポプリアカデミーの運営経費は寄附金で賄われており、財源が枯渇したときのためにふるさと寄附金の第5項目次代をつくる子供の育成と教育、文化の振興に関する事業に寄せられた寄附金を充当することも考えられているようです。寄附金が不安定とするならば、ポプリアカデミーは町が財源を確保しなければならない、あるいは財源がなくなれば閉鎖という考え方が成立すると考えます。県立の高校ですが、寄附金を運営に充てて行っている、本当に先進的なすばらしい取り組みです。この取り組みのともしびを消そうとは毛頭思いません。皆さんもそう考えてらっしゃると思います。つけ加えますが、この高等学校等通学支援金というのは、全国で見れば初めてではありませんが、長野県内では初めての試みになります。ふるさと納税を募る中で、長野県では抜きん出たキャッチコピーを使えて、さらなるふるさと納税をしていただくチャンスにもなると考えます。ほかでやっていないのがよろしくないという考え方があれば、せつかくのポプリアカデミーを完全否定することになりますので、あり得ないのではないのでしょうか。

以上のことから、財源の安定性を理由にすることは、議会の審議や事業の整合性等から鑑みて、成り立たないと私は考えます。

次に、これも昨年から出ていることなのですが、公正、公平、平等という概念のことから、賛成にいたしますが、どのくらいの枠の中で考えるのかということです。今回、所得制限がない交付であるということに公平性がないと言われておりますが、納税者という視点も織り交ぜますと、所得が多く、町に税金を多く納めている方に権利が発生しないという考え方はどうにもひっかかります。今回、町税の滞納者は対象外となっており、その点を問題視する方もいらっしゃいますが、納税は義務ですので、ペナルティーに問題はないと思います。所得制限をかければ、多く納税している方もペ

ナルティーを受けているのと同じ扱いになりますので、これもやはり引っかけります。これも、蓼科高校を引き合いに出しますと、立科町には県立の高校があり、この地域高校を守るため、存続させるために、町外から来る生徒のためのバスの運行補助金を毎年1,000万円以上出しています。この件を批判するわけではありません。地域高校がある自治体の宿命ともいえることですから、このバスの運行補助金は安定性のある一般財源ですが、これは納めていただいている税金からということになります。県立高校に通う他市町村の納税者の子供の通学手段に税金を投入している。しかし、立科町の子供たちへの就学支援金交付には高額納税者の方を除外しないのは不公平だとおっしゃる。私は、除外する方がよっぽど不公平で整合性がとれないと思います。

また、一律3,000円ではなくて、交通費の負担でよいのではないかという考え方もありますが、これも難しいと思います。例えば、保護者の通勤と通学が重なって送り迎えしている家庭は、何の項目で補助をするのか。全く通勤と関係のない地域への送り迎えは、何で補助をするのか。原動機付自転車での通学に燃料代を補助するのか。あるいは遠方への通学に家計の負担を考え、必死に自転車で通う生徒には何の領収書も存在しないから補助をしないのか。遠方で寮生活をする生徒は、徒歩で通学できるから、補助をしないのか、どこで公平性が確保できるのかがかなり難しいと思います。そこで、お金に色をつけず、一律で交付するのが現時点では最も公平性が高いと私は考えます。

もう一つ、今回上程されている、立科町高等学校等就学支援金交付条例制定についてが社会文教建設常任委員会にて賛成少数で否決されていることと、一般会計予算が相互関係にあるということですが、昨年のは高校生手当は予算先行で、決定後に要綱を作成する予定でした。今回は、議決が必要な条例とセット化されて、上程されておりますが、これもだめとおっしゃる、条例に穴がある。足りない文言がある。それは私もわかります。私も加えてほしい文言があります。しかし、賛成です。最初から完璧なことなどそうそうありません。国もよくわかっている。だからPDCAサイクルを使えと言っている。

あとは個々の考え方、政策方針ということになるのですが、昨年は条例と比べ柔軟性の高い要綱で、財源が安定性の高い一般財源でだめ、今年は議会の議決を要する条例は不備があつてだめ、財源を寄附金にしたら不安定でだめ、昨年と内容がほぼ同じものをなぜまた出してきたのかという意見もありましたが、比較すると、財源自体を否定です。今回だめなら今度は減税という案が浮上してもいいと思うんですが、高校生世帯に町民税の減税をする、これにすれば、使い方が何に使うかわからないという論理も消えていきますので、これもいいかと思えますけれども、私は、財源は一般財源であろうと寄附金であろうと、減税であろうと、やるべき事業であると考えています。

ご存じのとおり、義務教育は、「全ての国民は法律の定めるところにより、保護す

る子女に普通教育を受けさせる義務を負う」という一文にもあるように、保護者は、教育を受けさせなければならない。法律で定められています。児童手当が義務教育の間なのは、国が義務を負わせている期間だから、整合性があります。当町の高等学校等就学支援金も国の例にのっとして、義務教育期間が過ぎたので、支援しないということも1つの考えとして、成立するかもしれません。最近、国では、18歳を成人にするなどということを考えていますが、明治9年ごろ、平均寿命も60程度のころに、十四、五歳で元服をした幕末を生き延びた大人たちが、二十を成人と決めたものを百歳まで生きることが珍しくなくなった現代人が引き下げるのは、甘い考えなのではないかと考えています。そこに引っかけて申し上げれば、義務教育が終わっても大人ではありません。責任能力を強く求められない未成年者なのです。まだ保護の対象ということで、よろしいかと思えます。高等学校を抜き出して考えてみれば、現代社会の中で高等学校の位置づけは、昔とは随分違うと考えます。中学生に向けて、高校に通うのはぜひいたくからやめなさい。高校に通うなんて、あんたのそこは余裕があるね。高校に行くなんて優秀だね。昔ならあったかもしれないですが、私は聞いたことがありません。私の経験からすれば、高校は中学の次に行くところ、勉強嫌いでも行くところ、できればランクの高いところがいいと勉強していくところ、恐らく保護者の方も行かせるのが当たり前で、勉強苦手でも高校は卒業しないと社会で生きていられないとお考えではないでしょうか。現在の就職の段階において、高卒というのは1つのラインになっているはずです。高等学校というところは、現代社会を生きていく上で、必要な学歴を与える場所という側面を持つようになってきていると考えます。だから、進学させるのが義務に近い。そして、昨年の討論でも申し上げましたが、高校生はお金がかかります。先ほども上げましたが、通学費、寮生活の費用がかかる。昨年も申し上げましたが、携帯電話、スマートフォンの必要性、近年は中学生からプロスポーツの選手があらわれるようになったことからわかるように、子供の身体能力が向上している。そこから考えれば、部活動で使う道具も高額なプロのものに近づいていく、枚挙にいとまがない。そういう高校生の保護者の負担に町が寄り添う、それでいいのではないのでしょうか。私もいろいろ考えてみましたが、教育の支援はお金以外の方法が考えにくい、また、経済的に高校に進学できない子供を助けるのが先決という意見もありましたが、それは、生活困窮者の救済策であり、仮にその策を町が行ったとしても、その子供も支援金の対象者になることが想像されますので、本件とは関係性の薄い別の事業と考えます。もちろん救済事業の必要は私も認めますが、教育委員会の説明からもあったように、国県でその事業を持っている、国県の交付税が大きな財源である当町が重ねて行うのには、国県の補助の届かないところをしっかりと調査研究を行ってからでよいと思えます。

我々は、先日中学校の卒業式に出席させていただきましたが、ここ3年は進学率が100%だった上、今年度も進学率100%だそうです。本年度に生活困窮で進学できない

生徒がいなくて安心いたしましたし、そのような事態があれば、教育委員会が動いていたことでしょう。重ねて申し上げます。私は、高等学校等就学支援金をぜひやっていただきたい。条例に不備があるから認められないというのも、議員として正当性があると考えます。条例を否決する前に修正案を考えなかったのはちょっと疑問ですが私は条例に賛成です。不備があったら条例を改正すればよいのです。机の上で完璧と思っていても、現場では見過ごされた不備に引っかかるということはよくあります。私にしてみれば、条例の内容には、金額や対象者の拡充が必要と考えておりますので、大切なことは、まず1歩目を踏み出すこと、立科町は義務教育の先の教育機関に行く生徒の保護者を支援するという姿勢をはっきりさせることが重要であると考えます。冒頭に申し上げました。私は子育て支援を公約として当選させていただいた。この春から高校生、今高校生の保護者のお話も一部お聞きしました。私反省していますけども、強く意見を持った議員がお話をお聞きすると、気を使って意見をこちらに寄せていただけるという感じなんです。そこを差し引いても、スマートフォンの所有率は高く、通学にお金がかかり、部活にもすごくお金がかかっている事実間違いはないと思います。

当町の立科教育はその実を結び始めている。皆さんご存じのとおりです。子供たちは自分の未来を勝ち取るために努力し、昔に比べて遠い学校にも進学できるようになりました。そういうことを踏まえて、高校生にはお金がかかる、支援するには経済的負担を減らす以外思い当たらない、だから保護者を支援する。私の公約から外れることはありません。今回、前回の選挙広報見直しましたが、今議場におられる議員さんの8割ほどの方が子育て支援を上げておられました。ここまで来ますと、議員として、町がまだ子育ての範疇に入る高校生等を支援することをしたいのか、したくないのかということになります。町の財政を考えて、町の活性化をすることが子育て支援であるとおっしゃるのならば、それなりの対案をもって発言をしていただきたい。私の後に討論なされる方は、私の意見を聞いた上で、幾らでも私の意見を否定できるでしょうから、先に私が考え方のポイントを示させていただきました。

これで討論締めていきますけれども、討論とは、議員の意見を固めるもの、変えさせるものという認識で私はやらせていただいております。このところ、行政の方に注文をつける利用法がはやっているように思いますが、趣旨に反すると私は考えております。

つけ加えれば、議場撮影があるからと、カメラの向こうの町民に訴える、傍聴者に訴えるというのも私としては違うと考えています。一般質問では許容範囲としても、討論の許容範囲とは考えられない。しっかりと議員の皆さまに、私の賛成する理由、反対しない考え方を今お伝えいたしました。

以上をもちまして、私の原案に賛成の討論を終了させていただきます。

議長（西藤 努君） ほかに、原案に賛成討論はありませんか。4番、村田桂子君、登壇の上、発言願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） それでは、賛成討論を行います。議案第7号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定について。

この議案は、立科町在住の高校生等を持つ家庭へ、高校修学に係る経済的負担を軽減する目的で、3,000円の支援金を3年間支給することを目的に提案された議案です。子育て支援の一環として、児童手当のない高校生時代への経済的支援として提案されたものですが、子育て支援の観点から所得制限はなく、高校生等を持つ全ての家庭が対象となっています。また、申請することが前提となっています。必要な財源は、およそ720万円、ふるさと寄附金を充て、不足する場合は一般財源を充てるとしています。対象となる人数は3年間で200人を見込んでいるとのこと。さて、町長の子育て支援が義務教育だけではなく、今や準義務教育ともいえる高校生時代にまで及んだ施策展開であることを歓迎して賛成します。

なお、この制度は、北海道などではありますが、県内では初めてということで、子育てしやすい町を掲げる町の大きなアピールになると考えます。ちなみにここ3年間の進学率は100%なので、中学卒業生の家庭は全て対象となります。しかし、改善点もあると考えます。その第1は、税金滞納家庭は支給対象から外れるというものです。子育て支援の立場から、所得制限はなく、高額所得の家庭も対象となるという反面、最も経済的に厳しい、税金も滞納せざるを得なかった家庭は対象外とするのは公平の観点からいうと矛盾すると考えます。子供に罪はありません。一層支援が必要な家庭を排除することは問題であると考えます。

第2は、議論の中で明らかとなりました、18歳を超えても高校などに在学する場合への考慮の問題であります。病気などで休学を余儀なくされ、18歳を超えても在学する場合などは、18歳になった年の年度末には支援がなくなるとなっています。

以上、2つの問題は、交付対象者を定めた第3条に第3項を足すことで救うことができると考えます。すなわち、「町長が特に認めた場合」という1項を足すことで、さまざまな原則以外の事柄の考慮することができ、対象者を広げることができます。

こうした問題はありますが、圧倒的多数の家庭にとって経済的負担の軽減に結びつく新たな施策展開であり、町民にとっては嬉しい施策だと賛成をいたします。また、さまざまな問題も、実施する中で改善することを求めたいと思います。

以上、この点での賛成討論といたします。

次に、議案第26号 立科町一般会計予算について、賛成討論をいたします。

現在、国は森友学園の国有地取得を巡って、首相夫妻の関与が取りざたされ、公文書の書きかえ、改ざんが明らかとなり、国勢への信頼は大きく揺らいでいます。真相

を国民の前に明らかにすることは、民主政治の基本であると考えますが、我が町の行政も、行政への信頼を揺るがす事態が立て続けに起こりました。襟を正して、町民のための町政がどうあるべきか、初心に戻って考えたいと思っています。

さて、30年度の予算を見ると、地方交付税が3,000万円削減される見通しの中で、必要なことは組んだという予算となっています。

歳入について申し上げます。国は地方に基金が巨額に残っていることを理由に、交付税を減らしてきましたが、本来、交付税は国の恣意的な操作で配分するものではないと考えています。地方行政の財源調整のために設けられたものであり、国の無駄遣いや森友問題に見られる国有地の安売り、軍事費の突出などのツケを回すべきではないと思います。

民生費負担金では、児童福祉負担金を減らしていますが、これは今回の施策展開である、保育料の軽減施策によるものであります。所得制限をなくして、同時入所でなくとも第2子は半額にすることにより、保育料の軽減が予定されています。約490万円の負担軽減となる見込みであり、歓迎したいと考えます。

総務使用料では、権現の湯の使用料を減らしていますが、これは権現の湯の老朽化に伴い、2カ月間の大規模改修による営業活動の休止によるものだと思います。また、財産収入では、日大法学部の保養所など3件の撤退による別荘等貸付料などが減額となりました。また、町有林の立木等売り払い収入を1,900万円見込んでいます。これからは、安定的に収入が見込めるようであります。

寄附金では、ふるさと寄附金を1億円、臨時体制対策債1億2,000万円とともに、財政調整基金5億8,000万円を取り崩し、権現の湯改修などの大規模改修に当て込んでいます。

歳出を申し上げます。

総務費では、今年度も18歳以下の児童と障害者などの交通災害共済掛け金を行政が肩代わりしています。弱者に寄り添う姿勢であり評価します。納税などのコンビニ収納も町民の利便性向上に役立つと考えます。

企画費では、権現の湯の改修事業が今年度から行われますが、ぜひ計画を町民に示して多くの意見を聞いて事業を進めることを期待します。空き家利用促進事業では、空き家バンクへの登録を前提で、対象費などへの支援制度が新たに設けられました。片付けや清掃、改修が進み、バンクへの登録が増えることを期待したいと考えます。地域おこし協力隊を新たに2名増やすことや、学生による課題解決のタテシナソンも新鮮な感覚で町の魅力再発見や発信が進み、活性化することを期待します。

民生費では、福祉医療費の窓口負担の大幅な軽減がこの8月から行われます。一月の負担が500円で済むことは大変ありがたいことであり、長年の子育て家庭の願いが実現します。この上は、自己負担そのものをなくすことを求めておきます。保育料の軽減が図られることは、子育て家庭への大きな支援となります。評価します。

農林水産業費では、新たな特産物として支援しているワイン用ブドウ栽培の補助金が予算化されました。

商工費では、地域交通対策費として福祉型デマンドタクシーの充実が図られ、新たに対象者拡大の方針が示されました。従来の対象者に加え、車の免許を返上した方や総合事業の生活支援サービスを受ける方も利用ができることとなります。枚数も以前の枚数を倍にして月8枚、往復にして4回、週1回の利用まで増やしました。不十分ですけれども、1歩前進として歓迎いたします。申請も役場に出向かなくても済むよう配慮を期待します。

観光振興では、立科町の観光を担う団体が一本化するのに伴い、人件費などの補助が増額されました。今後、素晴らしい白樺高原や町のアピールに町民が一丸となって取り組むことを期待いたします。

衛生費では、川西赤十字病院の負担金を増額します。同病院は立科町住民にとっては命綱の病院であり、支えるためには必要だと考えますが、国や県の医療への支援も保障されるべきであります。

教育費では、公民館の階段に少し低い位置に手すりが設置されます。要望が実ったものであり評価いたします。しかし、課題も指摘しておきます。電算基幹系共同化システム共同利用への負担金として、3,800万円余が予定されています。共同化事務局からは、今もって誠意ある回答を得ていません。この金額の支払いを保留して支払うべきではない、共同化事務局の改善策が1日も早く示せれるよう求めるべきだと考えます。事務局からは、今もって誠意ある回答を得ていませんので、こうした態度をとって、この前期5年のうちにきちんとした負担金を示すことを要求するべきだと思います。

単にマイナンバーカードや部落解放同盟への補助金、Jアラート受信設備の更新など、予算審議の中で指摘したさまざまな課題はありますが、町民の福祉向上を第一に考え組まれた予算であることを確認し、賛成討論といたします。

議長（西藤 努君） ほかに、原案に賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで、原案に賛成の討論を終わります。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。原案及び修正案に反対者の討論はありますか。6番、村松浩喜君。登壇の上、発言願います。

〈6番 村松 浩喜君 登壇〉

6番（村松浩喜君） 私は、今定例会に上程された議案第7号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定についてに対し、反対の立場で討論いたします。

あらかじめお断りしておきますが、私は子育て支援推進論者です。当町の将来を担う人材育成のため、また、子育て世代が当町に魅力を感じ、移り住んでいただくため

にも、立科町独自の子育て支援策を打ち出すことは必要だと考えます。

このような立場で、上程された条例案を読み解いてみたところ、その内容に欠点があることに気がつきました。また、子育て支援を実施するならば、高等学校等の就学支援とは異なる方法を検討するべきではないかという考えに至り、その点からもこの条例案は認められないと判断いたしました。

それではまず、条例の欠点から申し上げます。この条例には、高等学校等とする学校が定義されています。これらは学校教育法及び職業能力開発促進法で規定されている学校です。これでは、法律に定められた学校として認可されていないフリースクールや学習塾などに通う生徒は支援の対象外となります。

これら、いわゆる不認可校に通う生徒として想定されるのは、中学卒業後、法律で定められた学校に入学したにもかかわらず、しばらくして登校することができなくなり退学したものの、将来のために学歴の必要性は認識していて、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して学ぶ意欲があるような方などが想定されます。このような方を、支援の対象から外してしまうことに、この条例の1つ目の欠点があります。

続いて、2つ目の欠点を申し上げます。この条例では、支援金の交付期間を生徒が18歳になる日の属する年度までと定めています。そのため、中学卒業後、3年制の高等学校に入学したものの、1学年終了後に1年間休学し、2学年から復学した場合、3学年では19歳になるため、その生徒は定められた学校に通学しているにもかかわらず、1年間は支援金の交付対象外となります。このほかにも、卒業時点で19歳以上となるケースは幾つか想定できます。

ただいまは、条例の欠点を2つ申し上げましたが、これらは就学支援をうたう場合、より多くの生徒や保護者の皆さんに対する配慮に欠けるものではないでしょうか。

それでは次に、中学卒業から18歳までの子供がいる世帯を支援するのであれば、この条例とは異なる方法もあるのではないかという視点からの意見を申し上げます。

私は、国の制度で支給されている児童手当に着目いたしました。児童手当は、15歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童が対象です。支給額は3歳未満の児童1人につき月額1万5,000円、中学生は1万円その中間の年齢は第3子以降が1万5,000円、その他は1万円です。支給された手当は給食費や保育料などにも充てることができます。また、所得制限を設けていますが、現在は制限額以上の所得がある方にも特例給付として一律で児童1人当たり月額5,000円が支給されます。

子育て支援という目的を果たすのであれば、この児童手当を延長するような制度こそを検討するべきではないでしょうか。中学卒業後は働いて収入を得ることもできますので、そのような方への支給を制限するなどの課題はあるかとも思いますけれども、それらには対処する措置を講じればよいのです。

以上、このたび上程された条例案の欠点と、この条例案にかわる制度を検討する必要性を申し上げますが、最後に、この議案を上程するまでの過程、プロセスについて

でもご意見を申し上げたいと思います。

1年前、3月の定例会で29年度の当初予算案が上程されましたが、町側からの当初案は認められず、議会の予算特別委員会が提出した修正案が議決されました。当初案から削除されたものの1つに、このたびの条例案と同様の目的で、高校生1人につき月額3,000余円を支給するという新規事業がありました。そのときの修正案に対する賛成討論で私は、次のように述べています。

理事者、管理職の皆さんにお願いがございます。新規事業についてはなるべく予算案を完成させる前に議会に説明していただけないでしょうか。予算案が作成された後では、修正すべき点がある場合、やむを得ず否決せざるを得ません。私たち議員は、責任ある判断をしなければなりませんので、疑わしきは認めずという選択をするからです。予算案を完成させる前に内容を知らせていただければ、修正する点も指摘できますし、議員の多くが反対し否決が予測される内容であれば、予算案の作成を一旦中止し、担当職員の業務の負担を軽減することもできるのではないのでしょうか。

議会が修正案を提出することが度重なると、町民の皆様にご不安を与えるばかりか、役場業務が停滞し、町民の皆様にご迷惑をおかけすることにもつながりかねません。それが年度当初であれば、より大きな混乱を招くことも予想されます。

さらに、労力と時間を費やして企画した新規事業案が否決されたとなると、担当職員の勤務意欲が低下することも心配されます。

以上のようなことを、私は1年前に申し上げました。

今定例会では、そのとき議長を除く11人の議員のうち9人が認めなかった新規事業と同様の内容にもかかわらず、議会との事前の話し合いが全くないまま、予算案ばかりか、条例案までもが上程されました。これは、中学卒業から18歳までの子育て支援を確実に推進するという姿勢ではありません。先ほど申し上げた1年前の私の願いも聞き入れていただけませんでした。子育て支援を目的に掲げるこの条例案に、子育て支援推進論者の私が反対するわけですから、相当な理由があるのです。

これで、議案第7号に対する私の反対討論を終わります。

議長（西藤 努君） ほかに、原案及び修正案に反対討論はありませんか。4番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） それでは、反対討論を行います。

まず、議案第13号です。立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、この議案は平成30年から32年度の第7期介護保険制度を迎えるにあたり、介護保険料の基本額をこれまでの5,450円から6,300円へと15.6%のアップを定める条例の制定であります。

今、高齢者は年金支給年齢の繰り下げとともに、支給額が年々減らされており、消

費税の8%とともに暮らしは年々厳しくなっています。減らされ続けている年金から自動的に引かれる介護保険料の値上げは認められません。第6期が終了を迎えるにあたり、介護保険の給付準備金は4,665万円も残っています。基金を十分に活用すれば、これほどの大幅な保険料アップは避けられたのではないかと考えます。よって、反対します。

議案第26号の平成30年度立科町一般会計予算についてに対する修正案への反対討論をします。

この修正案は、高校生を持つ家庭への経済的支援として予算化された児童福祉費、子育て支援費の中の高等学校等就学支援金720万円を削除をし、予備費に回すというものです。今回の就学支援金は昨年修正、削除されたものと同様の制度であり、子育て家庭からの強い願いを受けて、今年も再び予算化されたものと理解しています。今回の修正案は、その高校生家庭への就学支援金を削るという内容で賛成できません。よって、反対といたします。

次いで、議案第28号 後期高齢者医療特別会計予算について反対します。この制度は、そもそも75歳以上の高齢者を囲い込み、対象者だけで医療保険を運営するというとんでもない制度です。後期高齢者といわれる75歳以上の高齢者は、そもそも他の世代に比べて年金以外の資力のない高齢者が多くを占め、また医療費もかかる世帯であります。2年ごとの見直しで、保険料は上がり続けています。その世代だけで、もちろん現役世代からの支援もありますけれども、その世代を主として医療保険制度を構成するなど、財政破たんは目に見えています。

制度の始まる前には、子供世代の扶養となっていた高齢者には、その負担が重くなるのを防ぐ意味で、保険料の均等割りの9割軽減という制度がありましたが、今年度29年度から9割軽減はなくなり、やがて7割などの軽減もなくす方向が示されています。

30年度に7割軽減が5割軽減となった人が130人、29年度に所得割の2割軽減を受けていた人も軽減がなくなりました。また、最高限度額がこれまでの57万円から一気に62万円に膨れ上がりました。2名が対象となります。年金が削られる中での保険料のアップであり、反対です。

次、議案第29号 介護保険特別会計予算について、反対討論をします。現在の1号被保険者数は2,540人を見込んでいます。歳入では、15.6%アップした保険料で算定されています。30年度からは29年度に打ち出された要支援1、2の方へのケアサービスを介護保険から、町が責任を持って地域の支え合いに移す動きが本格化します。これまでの施設が担っていたサービスも報酬が切り下げられ、同じようなサービスを提供しても従来の7割ほどの報酬だと聞きます。保険給付費を前年より2,600万円も低く見積もっているのは、こうしたサービス費の減額も影響していると考えます。そのかわり、要支援、要介護にならないよう、予防事業や生活支援活動を強めたいとして、

地域支援事業費を1,100万円増やしています。

しかし、地域でも高齢化が進んでいますから、地域の住民の皆さんに支えてもらうためには、無償ではなく有償にして、財政措置をしなければ持続可能な支え合いができないとの危惧の声が上がっています。国の介護保険制度の相次ぐ解約を緩和するだけの町の独自の対策が強く望まれます。

以上、反対討論といたします。

議長（西藤 努君） ほかに、原案及び修正案に反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで原案及び修正案に対する反対討論を終わります。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。修正案に賛成の討論はありませんか。

5番、両角正芳君、登壇の上、発言願います。

〈5番 両角 正芳君 登壇〉

5番（両角正芳君） 予算特別委員会から提出された議案第26号 平成30年度一般会計予算の修正案に賛成の立場で討論をいたします。なお、詳細につきましては、今定例会一般質問で私のほうで取り上げておりますので、簡潔に申し上げます。

高等学校等の就学に要する経費に充てるため、ふるさと寄附金を財源とし、月額3,000円を公平性を重視する観点から、所得制限なしで就学する生徒の保護者に一律交付する高等学校等就学支援金の予算計上については、所得に関係なく一律に交付することが公平性を保つことになるのか、甚だ疑問であり、財源もふるさと寄附金という名目であり、安定財源とは言えません。

また、領収書等の確認が取れない交付方法では、人が担保されず、ばら撒きの要素の強い支援金の予算計上であり、到底認めることはできない。所得に応じた支援こそが、公平性を確保することと私は考えます。高校に行きたくても行けない子供に対する支援や、大学進学を希望しても頼まない学生に奨学金制度を創設するなど、所得の低い世帯に光を当てることこそが、末端、市町村行政が行う支援策ではないでしょうか。目の前に迫っている莫大な公共施設等の整備費確保や高齢者福祉等の増大に対する財源問題などに鑑みて、税の使い道はよい慎重を期すことが肝要と考えます。加えて、昨年、同趣旨の高校生手当が否決されてからは、1年間議会に相談することなく、今定例会直前の2月まで意見を吸い上げる努力がなされず、車の両輪の関係とはとても思えません。

以上の事由から、高等学校等就学支援金720万円を減額し予備費に留保する委員会修正案に賛成といたします。

議長（西藤 努君） ほかに、修正案に賛成の討論はありませんか。3番、今井 清君、登壇の上、発言願います。

3番（今井 清君） 議案第26号 平成30年度立科町一般会計予算の修正案に対して、賛成の立場で討論を行います。

今回の修正案につきましては、高等学校等就学支援金を除く予算とする内容のものです。この高等学校等就学支援金については、昨年高校生手当として提出され、所得制限もなく、単なるばら撒きだとのさまざまな意見の中、否決された内容と具体的に何ら変わることのないものでございます。今日まで、1年という長い審議の時間があつたにもかかわらず、検討委員会や協議会など、何の話もなく、さまざまな意見を提案する場がないまま、今回再び上程されました。大変、残念でなりません。

平成30年度の一般会計予算の収入を見ますと、前年度と比較して町税で503万3,000円の減額、頼みの地方交付税で3,000万円の減額、さらに自主財源の財産運用収入は、保養所等の撤退等に伴い、別荘等貸付賃料の減額により672万6,000円の減額予算となっており、大幅な収入減の中、財政調整基金5億円あまりの取り崩しにより調整されています。

このような財政状況の中、高等学校等就学支援金の財源については、ふるさと支援金としておりますが、あくまでも寄附金であり、安定的なものではございません。今後、恒久的な支出が見込まれるため、財政的な面から財源確保は欠かせません。

また、寄附者から言えば高等学校等就学支援金に対しての寄附と断言することはできません。支援金対象者は、高等学校等の生徒に限られるため、不登校のため就学できない方は対象とはなりません。途中で退学した場合も同様でございます。

また、過年度分町税の未納世帯は対象とならないため、経済的困窮者でどうしようもない状況に置かれている低所得者層、一番困っていると思われる生徒が支援金を受けられない状況が発生します。そもそも、条例の目的である教育にかかる経済的負担の軽減が図られない問題が挙げられます。

国も高等学校等の就学支援金制度が設けられており、世帯の所得が一定未満の生徒に対して授業料を支援する制度がございます。支援金が対象となる世帯では、国公立高校ではほとんど授業料が無償となります。国の制度としては、所得制限が設けられておりますが、今回の町の支援金は所得制限を設けておりません。平等と公平を考えた場合には大変、疑問の残る制度となっております。何が平等で何が公平なのか、十分検討をされたのか、甚だ疑問があり、納得できません。経過説明を伺った際にも、児童手当との兼ね合いがあり、担当が町民課なのか教育委員会なのかとの話が出たと伺いましたが、課同士で横の連携をとって、内容を十分協議されていたのか納得のいく説明ではございませんでした。

子育て支援とするならば、人口減少対策と合わせ、将来、立科町に残っていただくことを前提とした奨学金制度創設を考えるべきだと思います。そのため、今回の高等学校等就学支援金を除く修正案に対して賛成いたします。

以上、賛成討論といたします。

議長（西藤 努君） ほかに、修正案に賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで修正案に対する賛成討論を終わります。

以上で、討論を終結します。

ここで暫時休憩とします。再開は3時5分からです。

（午後2時53分 休憩）

（午後3時05分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

これから、日程第1 議案第6号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第7号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定についてを採決します。

本案の採決は、起立により行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第7号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

起立少数です。したがって、議案第7号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定については、委員長報告のとおり否決されました。

日程第3 議案第9号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第6 議案第12号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第12号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第13号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案の採決は、起立により行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

着座してください。起立多数です。したがって、議案第13号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第14号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第11 議案第17号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第11 議案第17号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第18号 平成29年度立科町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第19 議案第25号 平成29年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの8件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号 平成29年度立科町一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第25号 平成29年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの8件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第26号 平成30年度立科町一般会計予算についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について起立により採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

着座してください。起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について、起立により採決します。修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長。

着座してください。全員起立です。したがって、修正部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第27号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第22 議案第28号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

着座してください。起立多数です。したがって、議案第28号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第29号 平成30年度立科町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

着座してください。起立多数です。したがって、議案第29号 平成30年度立科町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第24 議案第30号 平成30年度立科町住宅改修資金特別会計予算について

てから、日程第29 議案第35号 平成30年度立科町索道事業特別会計予算についての6件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号 平成30年度立科町住宅改修資金特別会計予算についてから、議案第35号 平成30年度立科町索道事業特別会計予算についてまでの6件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第32 同意第1号

議長（西藤 努君） 日程第32 同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） 同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件について、提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の定員は3名であります。選任の時期はそれぞれ異なっており、委員の立野孝一氏が、この3月末をもって任期満了となります。後任に、立科町大字宇山354番地の立野裕紀氏を、固定資産評価審査委員に推薦をいたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

立野氏は、昭和58年4月2日生まれ、現在34歳の青年ですが、大学では不動産学部を専攻し、卒業後は土地家屋調査事務所に勤務され、平成20年には、土地家屋調査士及び宅地建物取引主任者の登録を行い、上田市に事務所を開業されております。土地家屋などの固定資産についての知識は大変豊富であり、固定資産評価審査委員として適任でありますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。ご審議の上、ご同意についてよろしくお願いを申し上げます。

議長（西藤 努君） これから、本件についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。この採決は起立により行います。

本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

着座してください。全員起立です。したがって、同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件については、これに同意することに決定しました。

◎日程第33 同意第2号

議長（西藤 努君） 日程第33 同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） 同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

このほど、人権擁護委員の笹井 隆さんが、平成30年6月30日をもって任期満了となります。人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が候補者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することになっております。ついては、次の者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

笹井 隆さんは現在69歳で、平成27年7月1日より人権擁護委員を務められており、温厚で見識が高く、社会的信用も兼ね備え、人権擁護委員としてまことに適任であり、再度推薦を申し上げる次第であります。よろしくご審議の上、ご同意いただきたくお願いを申し上げます。

議長（西藤 努君） これから、本件についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。この採決は起立により行います。

本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認願います。

着座してください。全員起立です。したがって、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定しました。

大変申しわけありません。ここで、日程第30、31を飛ばしてしまいました。ここで、改めて採決をお願いしたいと思います。

議案第36号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、議案第37

号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、委員長報告は可決であります。お諮りします。この2件につきましては、委員長報告のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと可決されました。申しわけありません。

◎日程第34 発委第1号

議長（西藤 努君） それでは、日程第34 発委第1号 委員会閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

平成30年第1回立科町議会定例会を閉会とします。大変ご苦労さまでした。

（午後3時25分 閉会）